

小田原市監査委員公表第7号

平成24年10月26日

小田原市監査委員 岡 本 重 治

小田原市監査委員 井 上 久 嘉

小田原市監査委員 俵 鋼太郎

小田原市職員措置請求に係る監査の結果について（公表）

平成24年9月3日付けで提出された小田原市職員措置請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果について別紙のとおり公表する。

なお、市長に対して行った勧告の内容については、次のとおりである。

平成24年12月末日までに市民ホール管理運営計画専門委員会を適法な状態にするための措置を講じること。

監 査 の 結 果

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求の要旨

(1) 請求の対象行為

小田原市が要綱で設置した「市民ホール管理運営計画検討委員会」の委員及びシンポジウム講師に対し、平成24年6月17日から同年7月31日までに合計15万5千円を報酬として支払った行為及び委員会付随事業として平成24年6月15日に締結された「市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務委託契約」

(2) 対象行為が違法又は不当である理由

地方自治法第138条の4第3項では、附属機関を設置しようとするときは必ず法律又は条例によらなければならないことを定めている。

「市民ホール管理運営計画検討委員会設置要綱」に基づき設置された「市民ホール管理運営計画検討委員会」は、設置目的、所掌事務、組織及び運営などから見れば、市長が学識経験者などから個別的に意見を聞く私的諮問機関などではなく、諮問又は調査のための附属機関に該当することは明らかである（同委員会委員への支出伝票（集合支出明細票）には「非常勤職員報酬」と記されている。）。

したがって、同委員会を条例に基づかず要綱で設置したことは違法であり、同委員会の委員に対する報酬の支払、同委員会が開催したシンポジウムの講師に対する報酬の支払及び同委員会に付随する市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務委託契約のいずれも違法な公金の支出（確定した支出負担を含む。）である。

(3) 請求する措置

市長に対し、平成24年6月17日から同年7月31日までに市民ホール管理運営計画検討委員会のうちの専門委員会委員及びシンポジウム講師に支払われた報酬15万5千円及び返還まで年5分の割合による遅延損害金の賠償と、支出負担が確定している市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務委託契約を解除するよう請求する。

(原文は末尾の「参考」に掲載した。)

第2 監査の実施

1 要件審査及び請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成24年9月3日にこれを受理した。

2 監査対象事項

請求人の主張する財務会計上の行為、すなわち①市民ホール管理運営計画専門委員会（以下「専門委員会」という。）委員に対する報酬の支出、②シンポジウムの基調講演講師（以下「シンポジウム講師」という。）に対する報酬の支出、③市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）に基づく支出が違法な公金の支出であり、当該業務委託契約の解除及び支出済の当該報酬に係る損害賠償の必要があるか否かについて監査した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人からは、法第242条第6項の規定に基づく新たな証拠の提出及び陳述の希望はなかった。

4 監査対象部局及び陳述

文化部を監査対象とし、法第242条第7項の規定に基づき、平成24年9月14日に文化部長、文化政策課長ほか関係職員から陳述の聴取を行った。

なお、請求人の主張に対しての文化部からの主な説明は次のとおりであった。

市民ホール管理運営計画検討委員会は、できるだけ広く市民の意見を聴くという目的から、希望すればいつでも参加でき自由に意見できるよう、人数やメンバーを固定しない弾力的で機動的な市民主体の集まりと、市民の意見を集約・整理する役割を持つ専門家の集まりの共同体であり、その共同体が、市長の依頼に応じて意見を述べる私的な諮問機関又はそれ以前の検討機関であることから、条例での設置は必要ないと考えている。

また、専門委員会委員等への支払は、「支出命令票」中の会計科目及び件名に記載があるとおり、報償費による謝礼であって、報酬ではない。請求人の言う非常勤職員報酬の記載は、所得税控除のコード処理を行うために便宜的に表示されるもので、市のルールに従った結果である。なお、謝礼金額には役務の対価としての謝礼と旅費相当分が含まれている。

第3 監査の結果

本件請求に係る監査の結果、監査委員の合議により、次のように決定した。

請求人が求める業務委託契約の解除の必要は認めないものの、専門委員会は法第138条の4第3項の附属機関に該当し、業務委託契約に伴う支払に違法性があるという請求人

の主張は、この限りでは理由がある。したがって、法第242条第4項の規定に基づき、市長に対し平成24年12月末日までに専門委員会を適法な状態にするための措置を講じるよう勧告する。

専門委員会委員及びシンポジウム講師に支払われた15万5千円及び返還までの年5分の割合による遅延損害金についての市長への賠償請求は、請求に理由がないのでこれを棄却する。

以下、1 事実関係の確認、2 監査委員の判断、3 市長への意見について順次述べる。

1 事実関係の確認

(1) 支出科目

専門委員会委員及びシンポジウム講師に対して会計科目「8節 報償費」で155,000円が支出されていた。この報償費とは役務の対価として支出されるものである。

(2) 市民ホール管理運営計画検討委員会

平成24年6月17日に施行された市民ホール管理運営計画検討委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）では、市民ホール管理運営計画（以下「管理運営計画」という。）策定に関して専門的及び幅広い見地からの検討を行うために、専門委員会及び市民ホール管理運営計画市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置すると規定している。また、市民ホール管理運営計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を両委員会の総称であると規定している。

ア 専門委員会

- ・学識経験者6名により構成され、委員の任期は平成25年3月末日まで（再任を妨げない。）である。
- ・委員長及び副委員長が置かれ、委員長は専門委員会を代表し、会務を総理している。文化政策課が庶務を担当し、委託業者がその補助を行っている。
- ・所掌事務は設置要綱に規定はないが、専門委員会議事録や文化部の説明などから、市民委員会で一覧整理・集約された意見を専門的な見地から検討し、管理運営計画についての意見として取りまとめ、市長に提出（検討委員会名）することである。
- ・第1回専門委員会は平成24年6月17日に開催され、委員長・副委員長選出後、管理運営計画、市民委員会その他について議論がされた（会議時間1時間45分）。平成24年7月31日に委員に対して報償費により謝礼（1人につき20,000円。ただし委員側の事情により5,000円の者あり。）が支出されている。
- ・市長に提出する意見は、専門委員会を4回、市民委員会委員との意見交換会を1回行ったのち、日を改めて行われる5回目の専門委員会で最終的にとりまとめること

とされている。

イ 市民委員会

- ・公募市民が委員になり、設置当初は41名であったが、途中からの参加も可能で、1回ごとの会議の参加者は一定していない。
- ・委員長、副委員長は設置されておらず、会議は付せんを使ったワークショップ形式で行われ、委託業者がファシリテーターとなって参加者個々の意見が模造紙に一覧整理・集約される。ワークショップの中で、アドバイザー役で参加している1～2名の専門委員から専門的な見地や専門委員会での議論などを踏まえた助言がある。
- ・参加者の意見は、要約されることなく、「かわら版」という印刷物に記載され、後日、専門委員会での議論・検討に提供される。

(3) シンポジウム「文化のまちづくりを考える」

- ・平成24年6月17日に市の主催により、市民ホール整備事業の進捗状況について周知するとともに市民委員会への参加を促すため、基調講演及び専門委員会委員がパネラーとして出席したパネルディスカッションが行われた。
- ・平成24年7月31日に講師に対し謝礼50,000円が支出されている。なお、講師は専門委員会委員ではない。

(4) 業務委託契約

- ・平成24年6月15日付けで契約（契約金額4,462,500円。委託期間は平成24年6月15日から平成25年3月31日まで）を締結している。
- ・委託内容は「管理運営計画に係る業務」と「設計者選定に係る業務」から成り、さらに「管理運営計画に係る業務」の中には、①専門委員会に係る業務として、専門委員会の資料作成、資料説明者の派遣、議事録作成等、②市民委員会に係る業務として、会議（ワークショップ）の進め方の企画、資料作成、ファシリテーターの派遣、「かわら版」作成等、③それ以外の業務としてシンポジウムに係る企画・記録作成、管理運営計画の印刷等がある。

(5) 議会での審議状況

- ・平成24年3月定例会及び予算特別委員会において、市民委員会及び専門委員会の設置及びその役割等を含め管理運営計画策定・設計者選定等について説明がなされ、その経費として計画策定等委託料、委員謝礼等が計上された予算案が可決されている。

2 監査委員の判断

(1) 検討委員会が附属機関に該当するかどうか

ア 法第138条の4第3項は「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定している。

この条項は、昭和27年の法の改正によって新設された規定であり、この改正の趣旨は、附属機関は執行機関限りで任意に設置するという従来の建前を改め、附属機関といえども普通地方公共団体の行政組織の一環を成すものである以上、全て条例で定めなければならないとするところにあったとされている（附属機関条例設置主義）。したがって、附属機関に該当する機関が条例によって設置されていない場合には、当該機関は適法に設置されていないことになる。

ここで、同項の規定にいう附属機関であるが、平成14年1月30日のさいたま地裁判決では、「執行機関の要請により、行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わない」としている。平成21年6月4日の広島高裁判決でも同趣旨のことが述べられ、加えて「合議制の機関」であるとしている。また、「諮問」については、前述のさいたま地裁判決において「特定の事項について意見を求めることを指す比較的広い外延を有する概念である。」としている。

要綱等で設置した機関が附属機関に該当するかが争点となった裁判は上記以外にも行われており（平成23年3月23日の横浜地裁判決、平成24年6月13日の横浜地裁判決など）、それら裁判における判断状況なども踏まえて、本件検討委員会が附属機関に該当するかどうか検討する。

イ 市は、検討委員会について「市民主体の集まりと専門家の集まりの共同体であり、その共同体が市長の依頼に応じて意見を述べる私的な諮問機関またはそれ以前の検討機関」と主張している。

設置要綱によれば、検討委員会は、市民委員会と専門委員会の二つの委員会の総称であり、また活動状況を見ても、両委員会は互いに関わりあいを持ちつつも、最終的な場面で両委員会の委員が一堂に会して合議をすることは想定されておらず、検討委員会そのものには実体がない。したがって、附属機関性の判断においては、市民委員会あるいは専門委員会という組織体の単位で評価することとする。

市民委員会については、構成員が必ずしも固定されていないのが実態であり、委員長・副委員長は設置されていない。会議は、委託業者をファシリテーターとするワークショップ形式で行われ、出された意見は一覧整理・集約され、専門委員会での議論・検討に提供される。以上からすると、市民委員会は合議制の機関とは言えず、附属機関には相当しないと考えられる。

一方、専門委員会は、市職員以外の6人の学識経験者で構成され、委員長が会務を

総理し議長になって会議を進めるほか、庶務は文化政策課において処理するとされている。所掌事項は、市政の重要事項である市民ホールの管理運営計画に関し、市民委員会での意見を専門的な見地を踏まえて検討し、とりまとめて市長に意見を提出することである。そして、その意見を基に市が管理運営計画を策定する行政過程が想定されている。これらのことからすると、専門委員会については附属機関に該当すると判断せざるを得ない。

市は、私的諮問機関であるから附属機関に該当しないと主張するが、そもそも私的諮問機関には法律上の定義や位置づけはなく、実態として附属機関との違いを見出せない以上、説得力に欠ける。

以上のことを総合すると、検討委員会と総称するもののうち、専門委員会は法第138条の4第3項に規定する附属機関に該当する組織体と認めるのが相当である。

(2) 本件支出の違法性について

上記において検討したとおり、専門委員会は本来は条例で設置されなければならない附属機関であるが、条例によらず要綱によって設置されていることから、適法に設置されていないと言わざるを得ない。したがって、請求人の主張する財務会計上の行為のうち、専門委員会のための経費の支出、すなわち専門委員会委員謝礼の支出及び業務委託契約のうち専門委員会に関する業務に係る支出については違法である。

そのほかに請求人はシンポジウム講師への謝礼5万円についても、検討委員会が主催者であることを理由に違法な支出であると主張している。しかしながら、シンポジウムは市が主催したものであり、当該謝礼の支出に係る請求人の主張には理由がない。

(3) 業務委託契約の解除の必要性について

(2) で述べたとおり、業務委託契約のうち専門委員会に関する業務に係る支出は違法である。この点に関し、請求人は業務委託契約の解除を請求している。しかしながら、当該業務委託契約に占める専門委員会に関する業務は一部であるから、直ちに契約全体の解除が必要であるとは言えない。むしろ市民ホールの整備は市の懸案事項であり、専門委員会関連予算も議会に承認されるなど、議会においても専門家による検討の必要性が認められていることから、専門委員会を適法な状態にし、業務委託契約に係る支出の違法性を是正することのほうが市全体として有益であると判断する。したがって、業務委託契約の解除の必要は認めないものの、専門委員会を適法な状態にするための措置を講じるよう勧告することとした。

(4) 支出済の専門委員会委員謝礼に係る市の損害の有無について

専門委員会委員謝礼については、違法な公金の支出であることは(2)で述べたとおりであるが、違法な公金の支出があれば、ただちに市に損害として生じるものと即断す

ることはできない。

専門委員会は、上述したとおり市にとって必要なものである。そして、専門委員会の第1回会議において、各委員が専門的な見地から意見を述べたことが専門委員会議事録から認められる。加えて、各委員は同日に市が主催したシンポジウムにパネラーとして出席し意見を述べた。このように、市は各委員から市が必要とした役務を実際に提供されているのであり、その対価として2万円は社会通念上不当な水準にあるとはいえない。

したがって専門委員会委員への謝礼の支出によって市に損害が生じたとは言えず、当該支出に係る賠償請求には理由がない。

3 市長への意見

現在、小田原市においては、市民ホール管理運営計画検討委員会のほかにも、附属機関に準ずるとしている機関が要綱により設置されている。

附属機関は、行政施策に住民の意思を反映させる、あるいは複雑化・高度化・専門化する行政需要に対応するという役割を果たしている。要綱により設置されている機関もまた同様の必要により設置され、現実はその役割を果たしていると思料するが、こうした機関の中には、本来であれば附属機関に該当するものが含まれている可能性がある。

要綱等で設置した機関が附属機関に該当するかが争点となった直近の裁判（平成24年6月13日横浜地裁判決）では、附属機関であると認定しつつも、近年の状況については、次のような認識を示した。「平成20年から平成22年にかけての当時、多くの市において自治法138条の4第3項にいう附属機関に相当すると考えられる機関が法律又は条例によらずに設置されていたことがうかがわれ、行政実務上、それが違法であるとの認識は一般化していなかったと考えられる。そのような機関の委員等に対する報償金等の支出を違法とする下級審裁判例は複数存在したものの、この問題に関する最高裁判所の判例は存在せず、これを違法とする判例が確立していたとはいえない。学説においては、むしろ、情報・政策立案への助言委託先とみられるような審議会は条例によらずに設置することができるという見解が有力に唱えられ、ほかにも、これと同様に自治法138条の4第3項にいう附属機関の意義を限定的に解釈する有力な見解が存在しており、下級審裁判例とは異なった傾向を示していた。」というものである。この判決の中で言及した平成22年から2年ほど経過してはいるが、状況に大きな変化はないと推認する。

このことからすれば、現在、小田原市において要綱で設置されている機関の中に、本来であれば附属機関に該当するものがあつたとしても、直ちに市が責められるべきとは一概には言えないが、かといって現状のままでよいということにはならない。

したがって、これを機にそれらの機関についても実態をよく検証のうえ、条例で設置する、あるいは組織や活動の形態が附属機関に該当しない状態にするなど、適切なあり方を検討し、必要な対応をされるよう要望する。

参考

小田原市職員措置請求書

1 請求の要旨

(1) 請求の対象者 小田原市長

(2) 請求の対象行為

小田原市が、法律又は条例の定めに基づかず要綱で設置した附属機関に準ずる機関である「市民ホール管理運営計画検討委員会」の委員及び講師に対し、平成24年6月17日から同年7月31日までに合計15万5千円を報酬として支払った行為。

及び、「市民ホール管理運営計画検討委員会設置要綱」にも規定されず、委員会付随事業として平成24年6月15日に締結された「市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務委託契約」。

(3) 対象行為が違法又は不当である理由

(a) 「市民ホール管理運営計画検討委員会」に関する事実

① 平成24年6月17日制定、同日施行の「市民ホール管理運営計画検討委員会設置要綱」によれば、委員会は「市民ホール管理運営計画の策定に関して専門的及び幅広い見地からの検討を行うため」設置され、所掌事務は市民ホール管理運営計画専門委員会（専門委員会）及び市民ホール管理運営計画市民委員会（市民委員会）を開催することとされています。

② また、委員会の組織及び運営については以下の通りです。

専門委員会はホールの施設設計等、同舞台設備等、同管理運営等に関して専門知識を有する者及び文化政策、アートマネジメント等に関して専門知識を有する者のうちから市長が決定するとし、6名の専門委員が選任されました。

委員の任期は、選任された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

委員長は専門委員会を代表し会務を総理する。

委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代理する。

専門委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

市民委員会の委員は、次のいずれにも該当する者のうちから市長が決定する。

I 市内に在住、在職若しくは在学していること又は市内の文化施設を利用

したことがあること。

Ⅱ 芸術若しくは文化又はホール整備に関して高い意識を持っていること。

市民委員の任期は、選任された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

委員会の庶務は文化部文化政策課において行う。

- ③ 市民委員については公募が行われ、審査の上、37名の委員が選任されました。また、希望者があれば今後も市民委員を追加できるとされています。
- ④ 委員以外の者の出席等については、市民ホール管理運営検討委員会が会議の運営上必要があると認めるときは、その会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができるとされています。
- ⑤ 専門委員会の会議は平成24年6月17日に第1回の会議が行われました。会議では市長から委嘱された6名の専門委員が、本来であれば条例に規定すべき事項や内容について検討を行ない、必要に応じて専門委員の意向を確認するなど合議の上で、以後の委員会の運営について方針を定めました。
- ⑥ この第1回専門委員会及び引き続き行われたシンポジウムについて、以下の通りの報酬が平成24年7月31日付けで、専門委員・講師に支払われました。

委員	A	20,000円
委員	B	5,000円
委員	C	20,000円
委員	D	20,000円
委員	E	20,000円
委員	F	20,000円
講師	G	50,000円

平成24年7月31日支払い済み 以上合計155,000円

- (b) さらに市長は、「市民ホール管理運営計画検討委員会設置要綱」にも定められていない「市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務」に関する「委託契約」を、要綱の制定・施行に先立つ平成24年6月15日 H と締結し、この契約に伴う支出負担を発生させています。
- (c) 地方自治法第138条の4第3項は「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定しています。すなわち、附属機関を設置しようとするときは、必ず法律又は条例によらなければなりません。
- (d) 地方財務実務提要（地方自治制度研究会編）によれば「(学識経験者などを一堂

に集めて意見を聞くような場合) 地方自治法は、相当の程度において組織化された形ものは法律又は条例により設置すべきものとしていると考えるべきであり、相当程度以上組織化されながら法律又は条例に根拠を置いていないものは違法なものといえるでしょう。」としています。

(e) 地方自治法第203条の2第1項は「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。」とし、同条第4項は「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定しています。また、同法第204条の2は「いかなる給与その他の給付も法律又は条例に基づかなければ職員等に支給することができない」旨定めています。従って、附属機関の委員に対する報酬は、条例に基づいて支給しなければなりません。

(f) 「市民ホール管理運営計画検討委員会」の設置目的、所掌事務、組織及び運営などから見れば、同委員会は市長が学識経験者などから個別的に意見を聞く私的諮問機関などではなく、諮問又は調査のための附属機関に該当することは明らかです。専門委員及び講師に本件報酬の支払を実施した「支出命令票」に添付された「集合支出明細票」には支払内容として「非常勤職員報酬」であることが記されています。

(g) 従って、「市民ホール管理運営計画検討委員会」を条例に基づかず要綱で設置したことは違法であり、条例に基づかず違法に設置した委員会の委員に対する報酬の支払い、委員会が開催したシンポジウムの講師に対する報酬の支払、及び委員会に付随する市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務委託契約のいずれも違法な公金の支出（確定した支出負担を含む）です。

(4) 市に生じた損害

(a) 「市民ホール管理運営計画検討委員会」を条例に基づかず要綱で設置したことは違法ですから、委員の任命行為は無効であり委員会の設置も無効です。そして、この委員会に関する付随業務を委託した H との契約も無効です。

(b) 設置が無効である委員会の委員の役務は報酬に値しませんので、支払った報酬と同額の損害が生じました。同様に、委員会が開催したシンポジウムの講師に対する報酬と同額の損害が生じました。

また、設置が無効である委員会の付随業務である『市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務委託契約』を締結し支出負担を確定させたことにより、契約額と同額の損害が発生することとなります。

(5) 賠償責任及び措置請求

(a) 市長の責任

① 「市民ホール管理運営計画検討委員会」の設置目的、所掌事務、組織及び運営を見れば、市長は同委員会が附属機関に該当することは容易に知りえたものであり、さらに、平成14年以降、附属機関の要綱による設置が違法であるとの類似判例や監査結果も出されています。市長は委員会を直ちに解散させる責任があります。

② 市長は公金支出に対する指揮・監督権限のみならずその義務をも有していますが、違法な公金支出を軽微な不注意で阻止できなかったのではなく、要綱にも制定されていない市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務まで委託する契約を、随意契約により締結するなど、故意または重過失により損害を与えた賠償責任があります。

市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務委託契約を執行するにあたり、小田原市は業務執行調書と支出負担行為伺票を作成し、支出負担を確定させています。

(b) 措置請求

市長に対し、平成24年6月17日から同年7月31日までに委員及び講師に支払われた報酬15万5千円、及び返還まで年5分の割合による遅延損害金の賠償と、随意契約により支出負担が確定している H との市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務委託契約を解除するよう請求致します。

(6) 類似判例等

(a) さいたま地裁（平成14年1月30日）判決

「越谷市情報公開懇話会」を条例に基づかず要綱で設置したことは違法であり、委員に対する報償費、職員の賃金、事務費・通信費などの公金の支出も違法であるが、市に損害が生じたと言えない。

(b) 福岡地裁（平成14年9月24日）判決

「若宮町21まちづくり委員会」を条例に基づかず規則で設置したことは違法であり、委員に対する報酬、特別旅費（視察研修）などの公金の支出も違法である。町長は違法な公金支出を阻止しなかったものとして賠償支払い義務がある。

(c) 福岡地裁（平成14年9月24日）判決

「若宮町教育施設適正化審議会」、「若宮町商工観光振興審議会」及び「若宮町農業振興審議会」を条例に基づかず規則又は要綱で設置したことは違法であり、委員に対する報酬などの公金の支出も違法である。町長は違法な公金支出を阻止しなかったものとして賠償支払い義務がある。

(d) 岡山地裁（平成20年10月30日）判決

「自治組織に関する検討委員会」を条例に基づかず要綱で設置したことは違法

であり、委員に対する報償金の支出も違法である。報償金の違法支出は委員の役務により治癒されず、市長個人には違法支出を阻止すべき監督義務違反の過失賠償責任がある。

(e) 広島高裁岡山支部（平成21年6月4日）判決

上記(d)岡山地裁判決に対する市長側の控訴を棄却した。設置「無効」の委員会委員の役務は報償金受給に値せず、しかも平成14年に要綱で設置することを違法とする判例が3件出ていたことをかんがみれば、市長個人に公金違法支出にかかる過失が認められる。

(f) 住民監査請求の監査結果

近年における類似の住民監査請求の監査結果では、逗子市（平成22年11月30日）、生駒市（平成24年1月13日）、青森市（平成24年2月1日）、豊中市（平成24年2月7日）、横須賀市（平成24年7月4日）など、いずれも条例に基づかず要綱等で委員会等を設置したことは違法であり、委員等に対する報酬等も違法な公金の支出であると認められています。

2 請求人

(省略)

上記の通り地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

- 事実証明書 1：市民ホール管理運営計画検討委員会設置要綱
- 事実証明書 2：市民ホール管理運営計画検討委員会 委員名簿
- 事実証明書 3：小田原市平成24年度予算書抜粋（97ページ）該当予算部分
- 事実証明書 4：策定スケジュール
- 事実証明書 5：支払調書（支払命令票、集合支出明細票）
- 事実証明書 6：起案書（業務委託の執行について）
- 事実証明書 7：業務委託契約書
- 事実証明書 8：支出負担行為伺票
- 事実証明書 9：地方財務実務提要抜粋

平成24年9月3日

小田原市監査委員 殿